

令和 2 年 2 月 2 0 日  
福島県災害対策課

## 避難促進施設の指定等について

### 1 活動火山対策特別措置法（以下、「活火山法」という。）による位置付け

（『集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き』（H28.3）より）

火山の噴火時に、噴火警報や避難指示等の情報を住民や登山者等に確実に伝え、円滑かつ迅速に避難するためには、①不特定多数の者が利用する施設や、②避難に時間を要する要配慮者が利用する施設における利用者の安全を確保するための取組が重要である。

このため、活火山法では、市町村は当該取組を行う必要があると認められる施設を「避難促進施設」として指定し、指定された施設は「避難確保計画」を作成・公表するとともに、これに基づき訓練を実施し、これらについて市町村長に報告することが義務付けられた。（活火山法第 6 条第 5 項関係）

### 2 「避難促進施設」の指定について

#### （1）指定にあたっての考え方（H27.12.24 活火山法施行通知より）

- 火口からの距離や、利用者数等の施設の規模、施設所有者等の営業時間中の常駐の有無等を考慮した上で、必要と考える施設を避難促進施設として市町村地域防災計画に位置付ける。
- 特に、前兆現象が捉えにくい突発的で比較的小規模な噴火が発生した場合に噴石等の影響を受ける見込みが高い範囲にある施設や、利用者が多く、避難に当たり特に混乱が生じることが予測される施設等については、積極的に避難促進施設に選定することを検討する。

#### （2）指定する施設の例（活火山法施行令第 1 条第 1 項）

グループ		施設例
①不特定多数の者が利用する施設	A	交通関係施設 ロープウェイの停留場、鉄道駅、バスターミナル等
	B	宿泊施設 ホテル、山小屋等
	C	展望施設、休憩施設 展望施設、展望台等の建築物、休憩施設（四阿、ベンチ等簡易な施設を除く。）
	D	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設 キャンプ場、スキー場、植物園、動物園、ゴルフ場、ボート乗り場等
	E	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設 観光案内所、お土産屋、ビジターセンター等

②避難に時間を要する要配慮者が利用する施設	F	医療機関	病院、診療所等
	G	医療機関以外の要配慮者利用施設	学校、老人福祉施設、障害福祉施設等

(3) 避難促進施設の指定状況 (令和2年2月1日現在)

対象火山	指定市町村	施設名称	指定年月日
吾妻山	福島市	浄土平ビジターセンター	平成30年3月1日
		浄土平レストハウス	
		浄土平天文台	
安達太良山	二本松市	あだたら高原スキー場	令和元年9月30日
		二本松塩沢スキー場	
	猪苗代町	箕輪スキー場	
		沼尻スキー場	
磐梯山	北塩原村	星野リゾート猫魔スキー場	令和元年10月1日
		裏磐梯スキー場	
	磐梯町	星野リゾートアルツ磐梯スキー場	
	猪苗代町	猪苗代スキー場	
		猪苗代リゾートスキー場	
		ファミリースノーぱんだい×2	

(4) 避難確保計画の作成状況 (令和2年2月1日現在)

ア) 令和元年度内に完成・公表を予定する施設

浄土平3施設、あだたら高原スキー場

イ) 令和2年度内の完成を目標とする施設

安達太良山及び磐梯山の周辺スキー場 (あだたら高原スキー場を除く)